

## 富田林市空き家バンク制度活用促進補助金 補助対象リフォーム工事一覧

市空き家バンク制度を活用し、売買契約が成立した空き家のリフォーム工事を行う場合、市空き家バンク制度活用促進補助金の補助対象リフォーム工事は下記の通りです。

※富田林市内の事業者によるリフォーム工事に限ります。

	リフォーム工事の内容
1	基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕または補強工事
2	間取りの変更等の模様替えを行う工事
3	屋根、外壁、天井、内壁、床、外建具等の断熱改修工事
4	バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消等）
5	屋外修繕工事（バルコニー、雨樋等）
6	屋内修繕工事（壁紙張替え、畳替え、内建具、トイレ、風呂等）
7	設備改修（システムキッチン、洗面台、トイレ等）
8	給排水管の修繕工事

### ※備考

次に掲げる経費は補助対象外となります。

(1) 居住部分以外に係る工事の経費

例：外構、車庫、倉庫、併用住宅の店舗・事務所部分等

(2) 他の法令等の規定による住宅改修に係る補助金の交付を受けている工事の経費

例：耐震改修、介護保険居宅住宅改修、重度障がい者等住宅改造費等に係る補助金

(3) その他市長が補助対象経費とすることが適当でないと認める工事の経費